子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度ワーキングチーム(第2回)

平成22年10月20日

参考5

すべての子ども・子育て家庭に対する支援について いて (参考資料)

目次

```
子ども手当(平成22年度)
    • • • 1
一時預かり事業
    • • • 4
 実施例 福井県 すみずみ子育てサポート事業
    ...6
 実施例
       横浜市
    . . . 9
子育てひろば「あい・ぽーと」資料
         • • • 1 1
石川県 マイ保育園登録制度
         • • • 2 0
杉並区「子育て応援券事業」
         ...23
妊婦健康診査
```

...26

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもについて、 子ども手当を支給する制度を創設する。

概要

- (1)子ども手当の支給
 - ・中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を父母等に支給。
 - ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
 - ・支払月は、平成22年6月、10月、平成23年2月、6月。
- (2)子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ 以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)
- (3)児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。
- (4)子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。
- (5)児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。
- (6)検討
 - ・政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 - ·政府は、平成23年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子ども手当の創設(平成22年度予算)

子ども手当の創設(国庫負担金) 1兆4,722億円

うち、給付費:1兆4,556億円(10か月分を計[`]

上)

事務費:166億円(市町村分164億円)



- 1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。 (国家公務員分:425億円、地方公務員分:1,486億円)
- 2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、 別途、「児童手当及び子ども手当特例交付金」(2,337億円)を措置。
- 3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費(123億円)を平成21年度二次補正予算に計上。

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

- 1.子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1)中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額 13.000円を支給する。
 - (2)所得制限は設けない。
 - (3)子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手 当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童 手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担 する。
 - (4)(3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5)公務員については、所属庁から支給する。
 - (6)現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
- 2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年 年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて 平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通 常国会に提出する。

- 3.子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
- 4. 3.の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、 所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮 減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、 児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるととも に、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される 「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育 成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進 める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括 交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る 国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、そ の見直しについて検討を行う。これらの検討については、平 成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な 措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当 · 内閣府特命担当大臣

総務大臣財務大臣厚生労働大臣

一時預かり事業

(1) 概要

サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

実施状況

《実施箇所数》 6,460箇所 (H21年度交付決定ベース) (H20 7,651箇所)

一時預かり事業には、保育所型(保育所で実施)と地域密着型(地域子育て支援拠点等で実施)がある。また、一時預かり事業(地域密着型)に類するものとして、有資格者(保育士)を1名以上配置するとともに、一定の研修を修了した者を配置する類型(地域密着型)がある。

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(平成21年度の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)

(5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断 / サービス利用の流れ / 利用料

特に定められていない。(各実施主体において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

〇 人員配置

事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。(ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。)

※一時預かり(地域密着型)に類するものとして予算事業(地域密着Ⅱ型)を実施する場合には、一時預かり(地域密着型)に準じ、対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。

〇 設備基準

保育所の設備の基準に準じて、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて必要な設備を設置すること。(医務室、調理室及び屋外遊戲場を除く。)

- ※一時預かり(地域密着型)に類するものとして予算事業(地域密着Ⅱ型)を実施する場合には、一時預かり(地域密着型)に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
- 〇 実施要件(預かりの内容)

保育所保育指針に準じて事業を実施すること。

※一時預かり(地域密着型)に類するものとして予算事業(地域密着Ⅱ型)を実施する場合には、一時預かり(地域密着型)に準じ、保育所保育指針に 定める保育内容を参考とすること。

(7) 費用負担

運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、ソフト交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)

<u>費用負担</u>

右記の割合で公費負担。

(予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約722億円(H22予算ベース))の内数

